

第 5 期 鷹 栖 町 障 がい 福 祉 計 画

平成 3 0 年 度 ~ 平 成 3 2 年 度

北 海 道 ・ 鷹 栖 町

平 成 3 0 年 3 月

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景及び目的	1
2	計画の位置付け等	
(1)	法的位置付け	2
(2)	第7次鷹栖町総合振興計画との関係	3
(3)	計画の期間及び見直しの時期	4
(4)	「障がい」の表記について	4
(5)	「障がい者」の定義について	4
3	障がい福祉における基本理念・基本目標	
(1)	基本理念	5
(2)	基本目標	5
(3)	事業体系	6

第2章 障がいのある人の現状

1	人口の推移	7
2	障がい者団体	7
3	地域での相談員	7

第3章 障がい福祉サービス等の実施目標

1	第5期障がい福祉計画のポイント	8
2	第5期障がい福祉計画の成果目標	10
3	障がい福祉サービスの見込みと確保の方策	
(1)	訪問系サービス	13
(2)	日中活動系サービス	16
(3)	居住系サービス	21
(4)	相談支援	23
4	児童福祉法に基づくサービスの見込みと確保の方策	
(1)	障がい児通所支援	25
(2)	子ども相談支援	28
5	地域生活支援事業の見込みと確保の方策	
(1)	必須事業	29
(2)	任意事業	37
資料1	鷹栖町自立支援協議会委員名簿	39
資料2	アンケート結果	40

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景及び目的

第4期計画策定時以降の国の主な施策の動きとして、平成28年4月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)が施行され、障がい者を理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供、社会的障壁の除去等が規定されました。同年5月「成年後見制度利用促進法」が施行、成年後見制度利用促進委員会が設置されました。同年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、障がい者、難病患者、がん患者等の活躍の支援や地域共生社会の実現に向けた計画整備がなされています。また、同年8月「発達障害者支援法の一部を改正する法律」では、発達障害者支援地域協議会の設置や発達障害者支援センター等による支援に関する配慮が規定され、発達障がい者支援の一層の充実が図られました。

また、精神保健医療福祉のあり方や相談支援の質の向上に向けた検討会等が開催され、精神障がい者を地域で支える医療のあり方や相談支援専門員の資質の向上、基幹相談支援センターの設置促進について、検討されました。

平成30年4月施行の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)及び「児童福祉法」の一部を改正する法律では、新たな福祉サービスの創設や高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、医療的ケアを要する障がい児に対する支援等について規定されています。

このような動きのなか、地域における障がいのある人の社会参加の機会の確保など、共生社会を実現していくことや、全ての国民が障がいの有無にかかわらずかけがえのない個人として尊重される社会のあり方がより強く求められるようになっていきます。

第5期鷹栖町障がい福祉計画策定にあたっては、国及び北海道の計画と整合性を図ると共に、町の障がい児者福祉施策を推進する上での総合的な計画である「第7次鷹栖町総合振興計画」の考え方に基づいて、障がいのある人の自立と社会参加、本人が希望する暮らしの実現や地域活動が保障される町づくりの推進等、お互い様の精神で安心して暮らせる町づくりを目指し、計画を策定しました。また、障がいのある当事者からのアンケート、関係機関のさまざまなご意見を参考にし、本町の地域特性にあった障がい福祉サービスや地域生活支援事業の利用見込み量・数値目標などを定めています。

そして、障害者総合支援法第 89 条の 3 に規定された「障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会」である「鷹栖町自立支援協議会」が中心となり、本計画の推敲と意見交換を重ねながら、本町の障がい者施策の具現化と今後の進むべき方向を示した「第 5 期鷹栖町障がい福祉計画」を策定しています。

2 計画の位置付け等

(1) 法的位置付け

この第 5 期障がい福祉計画(第 1 期障がい児福祉計画と一体のものとする)は、障害者総合支援法第 88 条及び児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づき「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」として本町における障がい福祉サービス、相談支援体制、地域生活支援事業及び児童福祉法に基づく福祉サービスの提供体制の確保に関して定める計画です。

根 拠

障害者総合支援法第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

障害者総合支援法第 88 条第 2 項

市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

障害者総合支援法第 88 条第 6 項

市町村障害福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保、その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

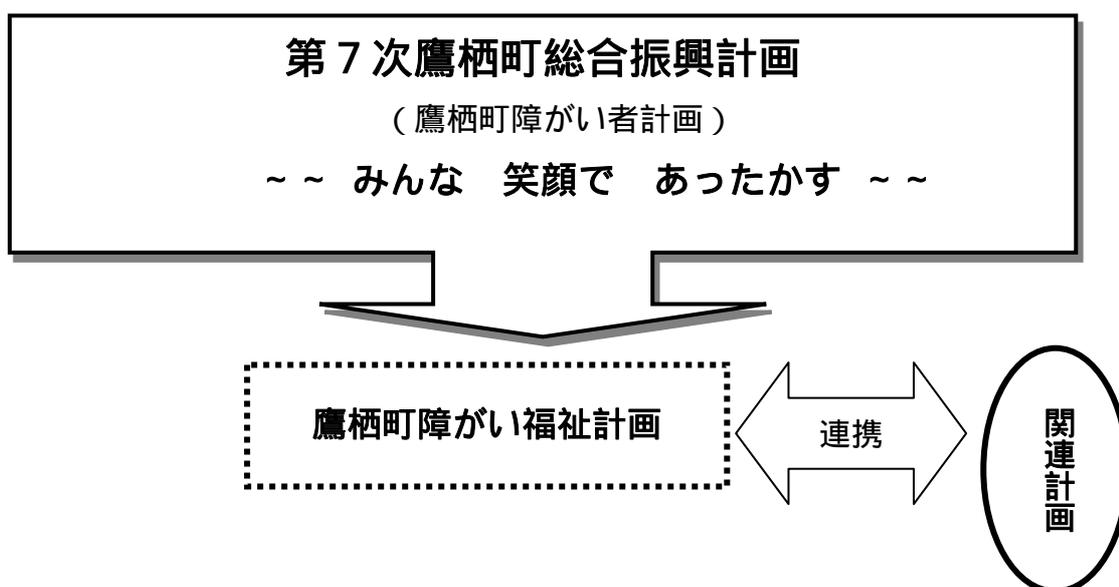
児童福祉法第 33 条の 20 第 2 項

市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込量

(2) 第 7 次鷹栖町総合振興計画との関係

「第 5 期鷹栖町障がい福祉計画」は、第 7 次鷹栖町総合振興計画の下位計画として位置付けます。



(3) 計画の期間及び見直しの時期

この計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。なお、この計画について、定期的に調査・分析及び評価を行い、必要がある場合は計画を見直すなどの措置を講ずることとします。

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
第4期計画期間(3カ年)					目標年度
		見直し	第5期計画期間(3カ年)		

(4) 「障がい」の表記について

「障害者」等に使用される「害」の字には、一般的に“妨げ”“災い”などの否定的な意味が含まれることから、本町では、障がいのある人の人権を尊重し、不快感を与えることのないように、可能な限りひらがなで表記しています。

ただし、法令・条例や制度等の名称、施設・法人、団体等の固有名詞また医学・学術用語等が「障害」となっている場合については、そのまま「障害」と表記しています。このため本計画では、「がい」と「害」の字が混在する表現となっています。

(5) 「障がい者」の定義について

「障がい者」とは、年齢にかかわらず身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病及び発達障がい等に起因する身体または精神上の障がいを有する人で、長期にわたり生活上の支障のある人です。

3 障がい福祉における基本理念・基本目標

(1) 基本理念

全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重され、その尊厳に相応しい生活を保障されなければいけません。また、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できるように、町民みんなで「つながり」、障がいのある人が安心して地域で暮らせる社会づくりを進め、地域福祉の増進に寄与し、鷹栖町第7次総合振興計画町づくりのテーマであります『みんな 笑顔で あったかす』を目指します。

(2) 基本目標

【1】地域生活支援体制の充実

在宅で生活する障がいのある人の高齢化や重度化、さらには生活を支えていた親亡き後でも自らが選択した地域での生活が継続できるよう、福祉サービスに関する制度等をはじめとするわかりやすい情報の提供に努め、障がいのある人が適切な障がい福祉サービスを受けることが出来る体制整備の促進を図ります。

また、相談支援体制の充実として、生活福祉相談センターにおける、基幹相談支援センター機能の充実を図り、引き続き窓口のワンストップサービス体制を継続し、関係機関との連携を推進します。

【2】安全確保に備えた地域づくりの推進

災害時はもとより日常的に障がいのある人が、安心して安全に地域で当たり前で暮らす共生社会を目指します。障がいのある人の特性に配慮した支援を地域で行えるよう、自立支援協議会の活動を通じて、町が作成する飲食店ガイドや公共施設等のバリアフリーマップの提案や、町の防災計画への提言、地域で行われる防災訓練への障がいのある人の参加支援などを通して、地域住民への障がいに対する意識啓発を促進し、共生による支援体制づくりを進めます。

【3】障がい児支援の充実

発達の遅れや障がいのある子ども、さらには在宅で医療的ケアを必要とする子どもなどに対するサービス提供体制の整備や地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進し、成長段階に応じた、切れ目のない一貫した支援体制を構築するとともに、子どもと家族へのより一層の支援体制の充実を図ります。

【4】就労支援施策の充実と強化

引き続き、障害者就業・生活支援センターやハローワークと連携し、一般就労の受け入れ先確保や、「就労移行支援」「就労定着支援」等の障がい福祉サービスを実施し、福祉的就労から一般就労への移行支援の体制整備に努めます。また産業振興部門における農福連携事業等の調査研究と連携し、さまざまな就労機会の拡大を図り、町全体で障がいのある人への就労を応援する体制づくりを進めます。

(3) 事業体系

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの体系

障がい福祉サービス

訪問系サービス	居宅介護
	重度訪問介護
	同行援護
	行動援護
	重度障害者等包括支援

日中活動系サービス	生活介護
	自立訓練(機能訓練)
	自立訓練(生活訓練)
	就労移行支援
	就労継続支援(A型)
	就労継続支援(B型)
	就労定着支援
	療養介護
	短期入所(福祉型・医療型)

居住系サービス	自立生活援助
	共同生活援助
	施設入所支援

相談支援

計画相談支援
地域移行支援
地域定着支援

地域生活支援事業

必須事業	理解促進研修・啓発事業
	自発的活動支援事業
	相談支援事業
	成年後見制度利用支援事業
	成年後見制度法人後見支援事業
	意思疎通支援事業
	日常生活用具給付等事業
	手話奉仕員養成研修事業
	移動支援事業
	地域活動支援センター
任意事業	生活サポート事業
	訪問入浴サービス事業
	日中一時支援事業
	ショートステイ事業

児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスの体系

児童発達支援
居宅訪問型児童発達支援
医療型児童発達支援

放課後等デイサービス
保育所等訪問支援
子ども相談支援

第2章 障がいのある人の現状

1 人口の推移

身体障がい者手帳所持者数は若干減少しています。知的・精神障がい者手帳所持者数は微増。

また、全道の割合からみると、知的障がい者手帳所持者数は若干高く、身体障がい・精神障がい者手帳所持者は若干低い割合となっています。

単位：人

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度(道)
総人口	7,173	7,077	7,004	5,348,102
身体障がい者手帳所持者数	398	389	375	302,182
構成比	5.5%	5.5%	5.4%	5.7%
知的障がい者手帳所持者数	86	83	82	59,092
構成比	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%
精神障がい者手帳所持者数	35	33	34	46,327
構成比	0.5%	0.5%	0.5%	0.7%

資料：人数は各年度末現在（平成29年度は12月末現在） 総人口 住民基本台帳登録者
各手帳所持者数 健康福祉課（鷹栖町の給付対象者） 北海道 第5期北海道障がい福祉計画

2 障がい者団体

団体名	主な活動内容
ぼかぼかハートのつどい	精神障がいについての啓蒙活動・地域住民との交流活動を行う

資料：健康福祉課 平成30年3月末現在

3 地域での相談員

名 称	人数(人)
身体障害者相談員・知的障害者相談員（平成24年度より町の委嘱委員）	各1
障がい者相談員（町嘱託職員）	1
民生委員児童委員（内 主任児童委員2人）	22

資料：健康福祉課 平成30年3月末現在

第3章 障がい福祉サービス等の実施目標

1 第5期障がい福祉計画のポイント

平成28年4月「障害者差別解消法」の施行、同年5月「成年後見制度利用促進法」の施行、同年6月「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定、同年8月「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行、そして平成30年4月「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正されました。これらを踏まえ、国・道では第5期障がい福祉計画の策定における「第5期障害福祉計画に係る基本指針」を示しており、その概要は、次のとおりです。

(1) 基本指針の主なポイント

地域における生活の維持及び継続の推進

地域生活支援拠点等の整備を一層進めること及び基幹相談支援センターの有効活用について追記されています。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括システム」の構築を目指すこととされています。

就労定着に向けた支援

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う就労定着支援のサービスが創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加するとされています。

障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、市町村及び都道府県に対し障害児福祉計画の作成を義務付けられました。児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や、医療的ニーズへの対応を目指し、医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関における協議の場の設置等について追記されています。

地域共生社会の実現に向けた取組

地域で暮らす全ての人々が、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、住民団体等による、法律や制度に基づかない活動への支援等を通じ、地域住民が主体的に地域づくりに取組むための仕組み作りや、専門的な支援を要する人に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の構築に向けた取組を計画的に推進することとされています。

発達障害者支援の一層の充実

地域の実情に応じた発達障がい者支援の体制整備を計画的に図るため、発達障害者支援地域協議会設置が重要であることや、可能な限り身近な場所において、必要な支援を受けられるよう発達障害者支援センターの複数配置等の適切な配慮を行うこととされています。

(2) 成果目標に関する事項

施設入所者の地域生活への移行【継続】

精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】

地域生活支援拠点の整備【継続】

福祉施設から一般就労への移行等【拡充】

障がい児支援の提供体制の整備等【新規】

医療的ケア児等支援のための関係機関の場の設置【新規】

数値目標の設定においては、国・道の基本指針の内容や過去の実績、障がいのある人の意向等、本町の実情を総合的に勘案した上で、設定することとします。

(3) その他の事項

障がい者虐待の防止、養護者に対する支援

障がいを理由とする差別の解消の推進

難病患者への一層の周知 など

2 第5期障がい福祉計画の成果目標

施設入所者の地域生活への移行

【道の基本指針】

平成 32 年度末までに、平成 29 年 3 月 31 日時点の施設入所者数の約 3.8%以上を地域生活へ移行することを基本目標に設定しています。

また、平成 32 年度末の施設入所者数を平成 29 年 3 月 31 日時点から 2 %以上削減することを基本として目標を設定しています。

項目	数値	考え方
平成 28 年度末時点の施設入所者数 (A)	13人	平成 28 年度末の施設入所者数
【成果目標】地域生活移行者数	1人 (Aの3.8%)	施設入所者のうち、平成 32 年度末までに地域移行へ移行する人数
【成果目標】施設入所者削減数	1人 (Aの2%)	平成 32 年度末時点までに削減する施設入所者の数

鷹栖町で支給決定している上記の数値の施設入所者は、居住地特例での入所者であり、北海道内の施設に入所しています。北海道全体の目標数値達成のため、町内にある施設入所者の地域における居住の場として、グループホームの拡大や地域移行支援の充実が必要です。

町内外の事業所と連携し、検討・協議しながら拡充に努めます。

精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

道の基本指針では、精神科病棟における長期入院患者数や退院率について設定していますが、本町においては数値目標は特に定めないこととします。

また、保健・医療・福祉関係者による協議の場を、道の¹「障がい保健福祉圏域」ごとの設置状況を参考に、平成 32 年度末の設置検討を進めます。

¹鷹栖町は「上川中部圏域」に属し、ほかに、旭川市、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、幌加内町で構成されている。

地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備に関する数値は特に定めませんこととしますが、引き続き、本町に必要な地域生活支援拠点のあり方を検討していきます。

福祉施設から一般就労への移行促進

【道の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上の者が、就労移行支援事業等を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行することを目指し、数値目標を設定しています。

また、平成 32 年度末の就労移行支援事業利用者数を、平成 29 年 3 月 31 日時点から 1.2 倍以上とすることを目指し、数値目標を設定しています。

ほかにも就労移行率や新たに創設された就労定着支援事業についても数値目標が設定されています。

1. 福祉施設から一般就労への移行者増加

項目	数値	考え方
平成 28 年度の一般就労移行者数 (A)	0 人	平成 28 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人数
【成果目標】 平成 32 年度の一般就労移行者数	1 人 (A の 1.5 倍)	平成 32 年度において福祉施設を退所し一般就労する人数

2. 就労移行支援事業の利用者数増加

項目	数値	考え方
平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数 (A)	1 人	平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数
【成果目標】平成 32 年度末の就労移行支援事業利用者数	2 人 (A の 1.2 倍)	平成 32 年度末の就労移行支援事業利用者数

3. 就労移行支援事業所における就労移行率の増加

本町に就労移行支援事業所がないため、目標数値は設定しません。

4. 就労定着支援事業による職場定着率

新たに創設されたサービスであり、本町に就労定着支援事業所がないため、数値目標は設定しません。

障がい児支援の提供体制の整備

道の基本指針では、平成 32 年度末までに児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所を「障がい保健福祉圏域」内に 1 箇所以上整備することを目標としています。

また、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所についても「障がい保健福祉圏域」内に 1 箇所以上整備することを目標としています。

本町においては、数値目標は設定しませんが、近隣市町村における社会資源を活用し、関係機関と連携を図りながら、専門的な支援の確保と乳幼児期から学校卒業まで、身近な場所での一貫した効果的な支援の提供体制の構築を目指します。

医療的ケア児等支援のための関係機関の場の設置

道の基本指針では、平成 30 年度末までに保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を「障がい保健福祉圏域」内に 1 箇所整備することを目標としており、本町においても道の設置状況を参考に、平成 32 年度末の設置検討を進めます。

3 障がい福祉サービスの見込みと確保の方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

内 容

居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、お風呂や食事の手伝い、掃除や買い物、病院の付き添いなど、生活全般に関わる支援を行います。 対象: 障害支援区分1以上
重度訪問介護	重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする人が対象となります。居宅で入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行います。 対象: 障害支援区分4以上の肢体不自由
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際の必要な援助を行います。 対象: 視覚障がい者(身体介護を伴う場合は障害支援区分2以上)
行動援護	自己判断能力が制限されている人が対象となります。行動するときに生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行います。 対象: 障害支援区分3以上の知的障がい・精神障がい者で、行動面の聞き取り点数が10点以上
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人が対象となります。居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的にを行います。 対象: 障害支援区分6以上の身体障がい・知的障がい者

実績と見込

居宅介護については第4期において計画を下回っておりますが、利用者数の増加傾向が見られますので、第5期計画においても増加すると見込んでいます。

現在のサービス利用者を基礎として、利用意向、入所施設からの退所や長期入院からの退院による地域への生活移行者や特別支援学校の卒業等による新たなサービス利用者を見込んでいます。

重度訪問介護、重度障害者等包括支援については、過去に利用実績がないため、見込み数が0となっています。

居宅介護(ホームヘルプ)

単位:時間/月

	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画						
人 数	16	18	20	20	22	24
時間数	340	360	380	400	420	480
実 績						
人 数	17	16	19			
時間数	347	327	350			

*実績値は障害者自立支援給付支払システム(国民健康保険団体連合会)のデータに基づくもので、
H27年度実績はH28年3月、H28年実績はH29年3月、H29年度実績はH29年12月利用分。

重度訪問介護

単位:時間/月

	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画						
人 数	0	0	0	0	0	0
時間数	0	0	0	0	0	0
実 績						
人 数	0	0	0			
時間数	0	0	0			

*実績値は障害者自立支援給付支払システム(国民健康保険団体連合会)のデータに基づくもので、
H27年度実績はH28年3月、H28年実績はH29年3月、H29年度実績はH29年12月利用分。

同行援護

単位:時間/月

	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画						
人 数	2	2	2	1	1	1
時間数	40	40	40	10	10	10
実 績						
人 数	1	0	0			
時間数	2	0	0			

*実績値は障害者自立支援給付支払システム(国民健康保険団体連合会)のデータに基づくもので、
H27年度実績はH28年3月、H28年実績はH29年3月、H29年度実績はH29年12月利用分。

行動援護

単位:時間/月

	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画						
人 数	3	4	4	4	4	4
時間数	21	28	28	20	20	20
実 績						
人 数	2	4	4			
時間数	14	18	8			

* 実績値は障害者自立支援給付支払システム(国民健康保険団体連合会)のデータに基づくもので、
H27年度実績はH28年3月、H28年実績はH29年3月、H29年度実績はH29年12月利用分。

重度障害者等包括支援

単位:時間/月

	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画						
人 数	0	0	0	0	0	0
時間数	0	0	0	0	0	0
実 績						
人 数	0	0	0			
時間数	0	0	0			

* 実績値は障害者自立支援給付支払システム(国民健康保険団体連合会)のデータに基づくもので、
H27年度実績はH28年3月、H28年実績はH29年3月、H29年度実績はH29年12月利用分。

今後の方策

今後も居宅介護の利用者数が増加することが見込まれるため町内にある既存の事業所だけではなく近隣市町村のサービス提供事業所との連携を図ります。

重度障害者等包括支援については、これまで利用実績がなく、その利用要件などから、今後も利用が見込めない状況となっています。利用を希望する人のニーズの把握に努め、対応していきます。

行動援護のニーズは年々増加傾向にあります。対応できる事業所が限られている状況にあり、今後も国・道の動向を把握しながら、町内事業所支援を検討します。



こんな課題や意見がでてよ!

サービスはどれもほとんど予約制で、もっと自由に利用できるシステムがあるとうれしいです。急な対応が困難なのが今のサービスの現状です。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型）、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所があります。

内 容

生活介護	常に介護を必要とする人が対象となります。昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供します。 対象： 障害支援区分3（施設入所は区分4）以上 対象： 年齢が50歳以上は区分2（施設入所は区分3）以上
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能向上のために必要な訓練等を行います。 対象：身体障がい者（その他条件あり）
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、生活能力向上のために必要な訓練等を行います。 対象：知的障がい者・精神障がい者（その他条件あり）
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人が対象となります。定められた期間、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行います。 対象：65歳未満の障がい者
就労継続支援（A・B型）	一般企業等への就労が困難な人が対象となります。働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。 対象：A 雇用契約に基づく就労可能な65歳未満の障がい者 対象：B 雇用契約に基づく就労が困難な障がい者
New 就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人が、就労に伴い生じている生活面の課題に対応し、相談による課題把握や企業、関係機関、自宅などへ訪問して、連絡調整などの必要な支援を行います。 対象：就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者
療養介護	医療と常に介護を必要とする人が対象となります。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行います。 対象： 気管切開を伴う人工呼吸器使用の障害支援区分6の障がい者 対象： 筋ジストロフィー又は重症心身障がい者の障害支援区分5以上
短期入所（ショートステイ）	介護者が病気の場合等の理由により、夜間も含めて施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行い短期間宿泊のサービスを提供します。 対象：障害支援区分1以上

実績と見込み

これまでの動向や平成29年度の実績、特別支援学校の卒業生等により見込み量を算出しています。

第4期計画の見込み量と実績では、就労継続支援において実績日数が見込み量を上回っているため、今後も同様の傾向を見込みます。

自立訓練は長期間継続して利用するサービスではないため、過去の実績に基づき見込み量は0としています。

道の指針において「就労移行支援事業所の平成32年度末における利用者数を平成28年度末から1.2倍とする」ことを目標とされていることに基づき就労移行支援の利用者増に努めていきます。

第4期計画の見込み量と実績では、短期入所において実績日数が見込み量を下回っていますが、利用ニーズは高く、それに対するサービス供給が間に合っていない状況にあります。

生活介護

単位:人、日/月

	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画						
人 数	32	33	34	43	42	40
日 数	640	660	680	989	966	920
実 績						
人 数	34	37	37			
日 数	672	762	747			

* 実績値は障害者自立支援給付支払システム(国民健康保険団体連合会)のデータに基づくもので、
H27年度実績はH28年3月、H28年実績はH29年3月、H29年度実績はH29年12月利用分。

自立訓練(機能訓練)

単位:人、日/月

	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画						
人 数	0	0	0	0	0	0
日 数	0	0	0	0	0	0
実 績						
人 数	0	0	0			
日 数	0	0	0			

* 実績値は障害者自立支援給付支払システム(国民健康保険団体連合会)のデータに基づくもので、
H27年度実績はH28年3月、H28年実績はH29年3月、H29年度実績はH29年12月利用分。

自立訓練(生活訓練)

単位:人、日/月

	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画						
人 数	0	1	1	0	0	0
日 数	0	15	15	0	0	0
実 績						
人 数	0	0	0			
日 数	0	0	0			

*実績値は障害者自立支援給付支払システム(国民健康保険団体連合会)のデータに基づくもので、
H27年度実績はH28年3月、H28年実績はH29年3月、H29年度実績はH29年12月利用分。

就労移行支援

単位:人、日/月

	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画						
人 数	1	1	2	1	1	2
日 数	20	20	40	20	20	40
実 績						
人 数	1	1	0			
日 数	8	16	0			

*実績値は障害者自立支援給付支払システム(国民健康保険団体連合会)のデータに基づくもので、
H27年度実績はH28年3月、H28年実績はH29年3月、H29年度実績はH29年12月利用分。

就労継続支援(A型)

単位:人、日/月

	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画						
人 数	3	4	4	3	3	3
日 数	66	88	88	69	69	69
実 績						
人 数	2	3	3			
日 数	44	61	46			

*実績値は障害者自立支援給付支払システム(国民健康保険団体連合会)のデータに基づくもので、
H27年度実績はH28年3月、H28年実績はH29年3月、H29年度実績はH29年12月利用分。

就労継続支援(B型)

単位:人、日/月

	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画						
人 数	26	27	28	22	23	23
日 数	442	459	476	506	529	529
実 績						
人 数	20	21	19			
日 数	382	358	314			

*実績値は障害者自立支援給付支払システム(国民健康保険団体連合会)のデータに基づくもので、
H27年度実績はH28年3月、H28年実績はH29年3月、H29年度実績はH29年12月利用分。

就労定着支援

単位:人、日/月

	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画						
人 数				1	1	1
実 績						
人 数						

*制度改正に伴い、新設されたサービスのため第4期計画(平成27~29年度)についての数値は、未計画

療養介護

単位:人、日/月

	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画						
人 数	2	2	2	2	2	2
日 数	62	62	62	62	62	62
実 績						
人 数	2	2	2			
日 数	57	60	58			

*実績値は障害者自立支援給付支払システム(国民健康保険団体連合会)のデータに基づくもので、
H27年度実績はH28年3月、H28年実績はH29年3月、H29年度実績はH29年12月利用分。

短期入所(ショートステイ)

単位:人、日/月

	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画						
人 数	12	12	12	14	14	14
日 数	60	60	60	56	56	56
実 績						
人 数	8	6	9			
日 数	30	24	29			

*実績値は障害者自立支援給付支払システム(国民健康保険団体連合会)のデータに基づくもので、
H27年度実績はH28年3月、H28年実績はH29年3月、H29年度実績はH29年12月利用分。

今後の方策

サービス利用者のニーズを把握し、近隣市町村の事業者の情報を提供するとともに事業者への働きかけを行い、サービスの円滑な利用の促進に努めます。

障がいのある人の一般就労への移行促進を図るため、就労継続支援や就労移行支援事業所と連携していきます。

障害基礎年金以外に一定の収入がなければ地域での生活は経済的に厳しい現実もあり、関係機関と連携し、障がいのある人の工賃引き上げや自立を支えるための安定的な仕事の確保に努めていきます。



こんな課題や意見がでてるよ！

在宅中の支援者会議は、家族にとって非常にありがたかったです。認知症や障がいの重度化に伴って、どのように変化していくのかその見通しを教えてもらったことが、家族としてはその覚悟をする上で最も助かったことです。

幼・小・中・高・成人・高齢者が人間の一生の問題として、障がいや高齢化の問題を考える場を意識的に作り続けることが大切だと思います。

鷹栖は趣味の会やサロンも活発ですが、同じ障がいをもつ人の会や集まりを開いて、引きこもりがちの人に同じような悩みを通して、少しでも話をするきっかけはつくれるか。

(3) 居住系サービス

居住系サービスには、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援があります。

内 容	
New 自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、生活面の課題がないか、体調の変化や地域住民との関係が良好かなどの確認、助言、連絡調整などを行ったり、随時、利用者からの相談、要請に訪問や電話・メールなどの対応を行います。 対象：障害者支援施設やグループホーム等を利用していた主に精神や知的に障がいのある一人暮らしを希望する人
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活をしている障がいのある人に、主として夜間に住居における相談や日常生活での援助を行います。 また、障がいの重度化、高齢化に対応する新たなサービスの類型として日中サービス支援型が創設され、地域における重度障がい者の緊急一時的な宿泊の場の確保も想定されています。 対象：身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者 等
施設入所支援	自宅での生活が難しく、施設に入所している人に、主として夜間に入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。 対象：生活介護利用で障害支援区分4以上(50歳以上は区分3以上)

実績と見込量

自立生活援助は、新たに創設されたサービスのため、当事者のニーズや入院中の精神に障がいのある人で、地域生活移行後に利用が見込まれる人の人数を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

現在グループホームを利用している人数、アンケート調査からのニーズ、また地域生活移行後にグループホームの利用が見込まれる人の人数を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

道の指針において「平成32年度末において平成28年度末時点の施設入所者数が2%以上減少すること」とされています。利用者のニーズを勘案して、利用者数の見込みを設定します。

自立生活援助

単位:人/月

	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画						
人数				3	3	3
実 績						
人数						

制度改正に伴い、新設されたサービスのため第4期計画(平成27～29年度)についての数値は、未計画

共同生活援助(グループホーム)

単位:人/月

	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画						
人数	11	12	13	16	18	18
実 績						
人数	12	14	14			

* 実績値は障害者自立支援給付支払システム(国民健康保険団体連合会)のデータに基づくもので、
H27年度実績はH28年3月、H28年実績はH29年3月、H29年度実績はH29年12月利用分。

施設入所支援

単位:人/月

	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画						
人数	13	13	12	13	13	12
実 績						
人数	13	13	13			

* 実績値は障害者自立支援給付支払システム(国民健康保険団体連合会)のデータに基づくもので、
H27年度実績はH28年3月、H28年実績はH29年3月、H29年度実績はH29年12月利用分。

今後の方策

施設・病院に入所・入院している方や地域で生活している方が安心して地域移行できるようにするため、関係機関との連携を密にし、地域移行支援を推進します。

地域移行、地域定着の推進については、地域住民の障がいに対する理解が不可欠であることから、町民の障がいに対する理解促進に努めていきます。

高齢化の進展とともに高齢障がい者が増え、介護支援の必要性が増えています。障がい特性に応じた対応を切れ目なく行えるよう高齢者福祉部門との連携の強化を図ります。

(4) 相談支援

相談支援には、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援があります。

内 容

計画相談支援	<p>【サービス利用支援】 障がい福祉サービス等の支給決定時において、対象者の心身の状況・生活環境等に適したサービス利用を検討するための「サービス等利用計画」の立案等に係る支援を行います。</p> <p>【継続サービス利用支援】 障がい福祉サービス等の支給決定期間において、サービス等の利用状況の検証や見直し(モニタリング)のケアマネジメントを行います。</p> <p>対象:障がい福祉サービス等を利用する全ての人</p>
地域移行支援	<p>入所施設や精神科病院等からの退所・退院に当たり、住居の確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。</p> <p>対象:障害者支援施設等に入所中又は精神科病院等に入院中の障がい者で地域生活への移行のための支援が必要と認められる人</p>
地域定着支援	<p>対象者との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等において、相談及びその他の支援を行います。</p> <p>対象:居宅にて単身等で生活をする障がい者で、緊急時の支援が見込めない状況にある人(退所又は退院等により地域移行し、生活が不安定である人等を含む)</p>

実績と見込量

計画相談支援については、第4期の実績と今後新たにサービス利用が想定される障がいのある人の数をもとに算定します。

地域定着支援については、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれる人の数をもとに算定します。

計画相談支援

単位:人/月 (ただし第4期の計画の単位:人/年)

	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画						
人数	80	82	84	22	22	22
実 績						
人数	29	22	17			

*実績値は障害者自立支援給付支払システム(国民健康保険団体連合会)のデータに基づくもので、
H27年度実績はH28年3月、H28年実績はH29年3月、H29年度実績はH29年12月利用分。

*第4期計画の人数は、年間の利用人数見込を算出しているが、国の見込量の単位は、各年度末(3月)の月間の利用人数となっており、第5期計画は国の単位と同じにしている。

地域移行支援

単位:人/月

	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画						
人数	2	2	2	1	1	1
実 績						
人数	0	0	0			

*実績値は障害者自立支援給付支払システム(国民健康保険団体連合会)のデータに基づくもので、
H27年度実績はH28年3月、H28年実績はH29年3月、H29年度実績はH29年12月利用分。

地域定着支援

単位:人/月

	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画						
人数	2	2	2	1	1	1
実 績						
人数	0	0	0			

*実績値は障害者自立支援給付支払システム(国民健康保険団体連合会)のデータに基づくもので、
H27年度実績はH28年3月、H28年実績はH29年3月、H29年度実績はH29年12月利用分。

今後の方策

利用者のニーズにあったサービス等利用計画が作成されるよう、相談支援の質を確保するため、相談支援専門員に対する研修参加等を促進するとともに、相談支援体制を整備します。

障害者支援施設等や精神科病院から地域生活へ移行する人や現に地域で暮らす障がいのある人が、そのまま住み慣れた地域で自立した生活が送れるようにするため、地域定着支援の提供体制の整備を図ります。

4 児童福祉法に基づくサービスの見込みと確保の方策

障がい児支援には、障がい児通所支援、子ども相談支援及び障がい児入所支援があり、障がい児通所支援・子ども相談支援は市町村が、障がい児入所支援は都道府県が実施します。

(1) 障がい児通所支援

障がい児通所支援には、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援があります。

内容

児童発達支援	日常生活における基本動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。 対象:未就学の障がいのある児童
医療型児童発達支援	日常生活における基本動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練にあわせ、必要とされる治療を行います。 対象:未就学の上肢・下肢または体幹に障がいのある児童
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。 対象:主に就学している障がいのある児童
保育所等訪問支援	保育所など施設に支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。 対象:保育所、幼稚園、小学校、中学校(特別支援学級)などに通う障がいのある児童
New 居宅訪問型児童発達支援	居宅へ支援員が訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等の支援を行います。 対象:重度の障がいなどで通所が困難な障がいのある児童

実績と見込量

地域における児童数の推移、現在サービスを利用している児童数、サービス利用ニーズを勘案して、利用児童数及び利用量の見込みを設定します。

児童発達支援

単位:時間/月

	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画						
人 数	10	10	10	15	15	15
時間数	60	60	60	69	69	69
実 績						
人 数	9	9	6			
時間数	56	41	28			

* 実績値は障害者自立支援給付支払システム(国民健康保険団体連合会)のデータに基づくもので、
H27年度実績はH28年3月、H28年実績はH29年3月、H29年度実績はH29年12月利用分。

医療型児童発達支援

単位:時間/月

	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画						
人 数	0	0	0	0	0	0
時間数	0	0	0	0	0	0
実 績						
人 数	0	0	0			
時間数	0	0	0			

* 実績値は障害者自立支援給付支払システム(国民健康保険団体連合会)のデータに基づくもので、
H27年度実績はH28年3月、H28年実績はH29年3月、H29年度実績はH29年12月利用分。

放課後等デイサービス

単位:日/月

	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画						
人 数	18	19	20	17	17	17
時間数	180	190	200	160	160	160
実 績						
人 数	18	17	17			
時間数	169	159	182			

* 実績値は障害者自立支援給付支払システム(国民健康保険団体連合会)のデータに基づくもので、
H27年度実績はH28年3月、H28年実績はH29年3月、H29年度実績はH29年12月利用分。

保育所等訪問支援

単位:日/月

	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画						
人 数	0	1	1	3	3	3
時間数	0	5	5	30	30	30
実 績						
人 数	0	0	0			
時間数	0	0	0			

*実績値は障害者自立支援給付支払システム(国民健康保険団体連合会)のデータに基づくもので、H27年度実績はH28年3月、H28年実績はH29年3月、H29年度実績はH29年12月利用分。

居宅訪問型児童発達支援

単位:日/月

	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画						
人 数				3	3	3
実 績						
人 数						

制度改正に伴い、新設されたサービスのため第4期計画(平成27~29年度)についての数値は、未計画

今後の方策

現在サービスの利用がない事業については、利用の希望があった場合に速やかにサービス提供につなげられるよう、情報の収集・提供を行います。
 発達の遅れや障がいのある子どもについて、家族を含めた適切な支援を行っていくため、子育て支援相談室を設置しました。サービス提供体制の整備促進や行政における障がい担当・子育て支援担当・教育委員会との連携強化を図ります。



こんな課題や意見がでてるよ!

「保育所等訪問支援」を受けたいなと思っても、事業所もいっぱい、園も受けたことがないから難しい、保護者も乗り越えなければならない課題がたくさんあるなど、実際になかなか使えないサービスなのが残念です。
 障がいのある子と自然に関わる人を育てて、地域で働けるシステムをつくと町に若い人が残れて、障がいのある人も地域で安心して暮らせるのでは。「人を育てる」そこに力を入れて欲しい。

(2) 子ども相談支援

内 容

障害児相談支援	<p>【子ども相談支援】</p> <p>障がい児通所支援の支給決定時において、対象者の心身の状況や生活環境等に適したサービス利用を検討するための「子ども支援利用計画」の立案等に係る支援を行います。</p> <p>【継続子ども相談支援】</p> <p>障がい児通所支援の支給決定期間において、サービス等の利用状況の検証や見直し(モニタリング)のケアマネジメントを行います。</p> <p>対象:障がい児通所支援を利用する全ての人</p>
---------	--

実績と見込量

障がい児相談支援については、第4期の実績と今後新たにサービス利用が想定される児童の数をもとに算定しています。

子ども相談支援

単位:人/月 (ただし、第4期の計画の単位:人/年)

	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画						
人数	26	26	26	10	10	10
実 績						
人数	11	9	7			

* 実績値は障害者自立支援給付支払システム(国民健康保険団体連合会)のデータに基づくもので、H27年度実績はH28年3月、H28年実績はH29年3月、H29年度実績はH29年12月利用分。

* 第4期計画の人数は、年間の利用人数見込を算出しているが、国の見込量の単位は、各年度末(3月)の月間の利用人数となっており、第5期計画は国の単位と同じにしている。

今後の方策

利用者のニーズにあった子ども支援利用計画が作成されるよう、相談支援体制を整備します。

子ども相談支援は、相談支援専門員に高度な専門性が求められる上、相談の初期段階において、アセスメントに時間や労力を要するケースが少なくないため、相談支援の質を確保するため、相談支援専門員に対する研修参加等を促進し、人材育成を図ります。

5 地域生活支援事業の見込みと確保の方策

(1) 必須事業

理解促進研修・啓発事業

内容

理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

実績と見込

自立支援協議会の運営で、平成27年度は、毎日新聞論説員の野澤和弘氏を、平成28年度はカムイ大雪バリアフリー研究所五十嵐真幸氏を、平成29年度は上川圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員で障害者支援施設「はれる」の施設長石田力氏を講師として、福祉とまちづくりフォーラムを開催し、広く地域住民に対し、障がいに対する理解を深めるイベントとなりました。

	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画						
有無	有	有	有	有	有	有
実績						
有無	有	有	有			

今後の方策

地域でお互い様のこころでつながる、共生による支援体制の構築には、障がいのある人もない人も、お互いの理解を深める活動が必要です。今後も自立支援協議会の活動を通して、啓発活動を継続していきます。



こんな課題や意見がでてるよ！

いろいろな人の支援で成り立っている自分なのに、ついそれを忘れて、自分ばかり大変だと思ってしまうことがあります。お互い様とかありがとうの気持ちを持てるような、サービスを受ける側も意識の向上が図れる機会があるといいなと思います。

自発的活動支援事業

相談支援事業(基幹相談支援センター機能強化・住宅入居等支援・障害者相談)

成年後見制度利用支援事業・ 成年後見制度法人後見支援事業

内 容

自発的活動支援事業	ピアサポートや社会活動支援事業、ボランティア活動支援を通じ、必要な情報の提供・助言等を行い、自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業です。
相談支援事業	障がいのある人やその保護者、または介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言等を行い、自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業です。
成年後見制度利用支援・法人後見支援事業	知的障がい・精神障がいのある人で判断能力が不十分な人について障がい福祉サービスの利用契約の締結等、身上監護や財産管理が適切に行われるようにするため、成年後見の申立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部または一部を助成する事業です。

実績と見込量

生活福祉相談センターに基幹相談支援センター機能を包括し、社会福祉士を配置した機能強化を図っています。

旭川成年後見支援センターを招いて、成年後見制度について理解を深める啓発講座を開催しています。

	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画						
自発的活動支援事業	未実施	未実施	未実施	検討	検討	実施
相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業	1	1	1	1	1
	住宅入居等支援事業	未実施	未実施	未実施	検討	検討
	障害者相談支援事業	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	1	1	1	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	未実施	未実施	未実施	検討	検討	実施
実 績						
自発的活動支援事業	-	-	-			
相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業	1	1	1		
	住宅入居等支援事業	-	-	-		
	障害者相談支援事業	1	1	1		
成年後見制度利用支援事業	0	0	0			
成年後見制度法人後見支援事業	-	-	-			

今後の方策

成年後見制度利用支援の実績はまだありませんが、今後さらに成年後見制度の利用が高まることが予想されるため、利用促進については、日常生活自立支援事業の活用を含めた関係機関との連携や研修会等を積極的に行い、本制度の理解を深め、利用契約の締結等が適切に行われるよう相談支援体制の充実を図ります。

また、人材の養成・確保について旭川成年後見支援センターと連携して取り組みます。

必須事業のうち、自発的活動支援事業、住宅入居等支援事業及び成年後見制度法人後見支援事業が実施できていない事業となっています。

基本目標である「地域生活支援体制の充実」につながる取組が期待されますので、本事業に対する新たな計画等に対して、支援の在り方を検討します。

現在の生活福祉相談センターは、どこに聞いたらいいかわからないことをワンストップで聞いて、適切な担当・専門機関につなぐ窓口として業務を行っております。

しかし、なかなか窓口まで来ることができない、電話では聞こえないといった、障がいのある方の高齢化等に伴い、生活福祉相談センターの体制のあり方を健康福祉課全体で見直し、地域包括や保健師と課題の共有を行い、検討していきます。

意思疎通支援事業

内容

意思疎通支援事業

聴覚・言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を
図ることに支障のある人等に、手話通訳等の方法により、障がいの
ある人等とその他の人との意思疎通仲介する手話通訳者等の
派遣を行う事業です。

実績と見込量

利用者数は、平均2人で推移しています。

「北海道ろうあ連盟」に手話通訳等の派遣を委託し、事業を実施しています。現在利用
されている方は1名ですが、手話をひとつの「言語」としてとらえ、日常生活を送る上で、
意思疎通の円滑化が図られるよう実施していきます。

単位:人

	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画						
手話通訳派遣事業	2	2	2	2	2	2
実 績						
手話通訳派遣事業	2	1	1			

今後の方策

手話通訳者等の派遣においては、対象者に事業の周知を行うとともに、「北海道
ろうあ連盟」への委託により派遣事業を行います。



こんな課題や意見がでてるよ！

耳が聞こえづらい分、言葉もわかりません。災害があった場合、建物の中で
どのように知ることができるのかが不安です。
役場の人にも手話を覚えて欲しい。

日常生活用具給付事業

内 容

日常生活用具給付事業	重度障がいのある人に対し、日常生活上の困難を解消するための用具を給付します。
【介護・訓練支援用具】	特殊寝台や特殊マットなど、障がいのある人の身体介護を支援する用具や障がいのある子どもが訓練に使用するいすなどであって、利用者および介助者が容易に使用でき、実用のあるもの。
【自立生活支援用具】	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの障がいのある人(子ども)の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
【在宅療養等支援用具】	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの障がいのある人(子ども)の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
【情報・意思疎通支援用具】	点字器や人工喉頭などの障がいのある人(子ども)の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
【排泄管理支援用具】	ストマ用装具などの障がいのある人(子ども)の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
【居宅生活動作補助用具】 (住宅改修費)	居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模の住宅改修を伴うもの。

実績と見込量

排泄管理支援用具の利用が大半を占め、その内訳は蓄便袋、蓄尿袋、紙おむつの購入に対する給付となっており、見込量と実績に大きな差がなく推移しています。

単位:件

	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画						
介護・訓練支援用具	1	1	1	1	1	1
自立生活支援用具	7	7	7	10	10	10
在宅療養等支援用具	1	1	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	1	1	1	1	1	1
排泄管理支援用具	230	230	230	250	250	250
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1	1	1	2	2	2
実 績						
介護・訓練支援用具	2	0	1			
自立生活支援用具	10	4	9			
在宅療養等支援用具	3	1	2			
情報・意思疎通支援用具	1	0	2			
排泄管理支援用具	228	246	236			
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	0	2	1			

排泄管理支援用具は、1ヶ月分を1件としています。

今後の方策

日常生活用具などの給付を必要とする人が、サービスを利用できるように日常生活用具等に関する情報の周知を図ります。

多様な品目を扱っておりますが、ニーズの把握に努めながら柔軟に日常生活用具等の給付を行います。

手話奉仕員養成研修事業

内 容

手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行う聴覚に障がいがある人との交流活動や市町村の広報活動の支援者として期待される手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。

実績と見込量及び今後の方策

手話奉仕員養成研修については、町として取り組んでおらず、事業の実績、計画はありません。町単独での事業展開はむずかしいため、今後、近隣市町村と検討を進めていきます。

移動支援事業

内 容

移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。
【個別支援型】	個別的支援が必要な場合にマンツーマンで支援を行います。
【複数人同時支援型】	複数の障がい者等に同時に行われるグループ型支援を行います。

実績と見込量

移動支援の対象となる範囲に対して多くの要望があり、特に通院に関する要望が多くあげられていますが、障がい福祉サービスとの整理が必要です。

移動支援の利用ニーズは依然として高く、事業所が十分対応できない現状があります。事業所から人材の確保について課題があげられています。

今後も利用人数、延べ利用時間ともに増加傾向にあると考えられ、見込み量を算定しています。

単位：人、時間／年

	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画						
利用人数	20	21	22	25	25	25
延べ利用時間	490	520	550	700	700	700
実 績						
利用人数	17	22	16			
延べ利用時間	574	581	727			

今後の方策

サービス事業所と連携し、利用者のニーズに沿ったサービス提供体制の整備を進めます。

事業所の人材不足は、地域の特性のみならず、構造的な課題であり、国・道の動向を注視しながら、事業所支援の必要性について検討を進めていきます。



こんな課題や意見がでてるよ！

外出先での支援が不安なので、安心して出かけたい外出先がもっと増えて欲しい。

高齢のため、免許返納後の外出手段がとても不安です。

地域活動支援センター事業

内 容

基礎的事業	地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行います。
機能強化事業	専門職員を配置するなど地域活動支援センター機能を充実・強化し、障がいのある人等の地域生活支援を促進します。

実績と見込量

地域活動支援センターが年々減少し、現在2箇所となっており、利用人数は見込み数を下回っています。

単位：箇所、人

	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画						
箇所	4	4	4	2	2	2
うち町内	1	1	1	0	0	0
利用人数	15	17	19	5	5	5
実 績						
箇所	3	3	2			
うち町内	0	0	0			
利用人数	4	4	3			

今後の方策

サービス事業所と連携し、利用者のニーズに沿ったサービス提供体制の整備をすすめます。

外出や他者とのコミュニケーションを図る機会となり、社会参加や地域交流の促進につながる重要な事業となっていますので、継続して事業を実施します。

(2) 任意事業

内 容

生活サポート事業	法に規定する介護給付支給決定者以外の人に、日常生活に関する支援又は家事に対する必要な支援を行うことにより、障がいのある人の地域での自立した生活の増進を図ります。
訪問入浴サービス事業	地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔保持及び心身機能の維持等を図ります。
日中一時支援事業	日中、一時的に見守りが必要な障がいのある人を施設等で支援し、活動の場を提供します。
ショートステイ事業	障がいのある人を介護している家族等が、病気等の理由により、居宅における介護が困難となった場合に、障がいのある人に一時的に宿泊を伴う支援を行う事業です。
身体障害者自動車改造費助成事業	身体障がいのある人が、就労等に伴い取得する自動車の改造に要する経費の一部を助成する事業です。

実績と見込量

利用者は限定されており、大きな変動が見込まれないため、見込み量は現状維持とします。

単位:人

生活サポート事業	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画						
利用人数	1	1	1	1	1	1
実 績						
利用人数	1	1	0			

単位:人

訪問入浴サービス事業	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画						
利用人数	2	2	2	2	2	2
実 績						
利用人数	2	2	1			

単位:人

日中一時 支援事業	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画						
利用人数	18	18	18	20	20	20
実 績						
利用人数	21	21	17			

単位:人

ショートステイ 事業	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画						
利用人数	1	1	1	1	1	1
実 績						
利用人数	0	0	0			

単位:人

身体障害者自動車 改造費助成事業	第4期計画			第5期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画						
利用人数	1	1	1	1	1	1
実 績						
利用人数	1	0	0			

今後の方策

事業内容が利用者のニーズに沿ったものとなるよう利用者ニーズの把握を行うと共に、質の向上と必要量の確保に努めます。

必要とする人が利用できるよう、事業の周知と利用の促進を図ります。

鷹栖町自立支援協議会委員

資料 1

任期:平成29年4月1日～平成31年3月31日

氏名	所属	備考
山本 沙織	身体障害者相談員	部会長
新明 万典	鷹栖共生会	
松原 正貢	鷹栖共生会	
斉藤 功	鷹栖町社会福祉協議会	会長
佐川 美由紀	当事者の保護者	
側 克彰	当事者	
中島 邦宏	当事者	
武蔵 里美	鷹栖町民生委員児童委員協議会	
佐々木 一	北海道鷹栖養護学校	部会長
円山 慈子	認定こども園 たかす円山幼稚園	
加藤 浩二	上川中南部障害者就業・生活支援センター きたのまち	
安井 博子	かみかわ相談支援センターねっと	
西中 裕一	鷹栖町社会福祉協議会	オブザーバー